

1 回目の申請時提出書類一覧（全体改修の場合は A 列、部分改修の場合は B 列の書類を提出してください。）申請書を提出する際は、**必ず番号順にそろえて窓口までご提出ください。**

★一つでも書類が不足している場合は、受付できません。

番号	A 全体 改修	B 部分 改修	提出書類、作成上の注意
1	☐	☐	補助金交付申請書 （第 1 号様式）
2	☐	☐	内訳書 （第 1 - 1 号様式）
3	☐	☐	住宅の所有者、建築年月日及び延べ面積が分かる書類 ・登記事項証明書（申請日より 3 か月以内に発行されたものに限る）
4	☐	☐	位置図 ・住宅地図等に住宅の位置を矢印やマーカーなどで明示してください。
5	☐	☐	平面図、立面図、断面図等 ・住宅全体の図面に省エネ改修工事を行う位置と改修内容（改修室、改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。 ・窓の断熱改修は、平面図の窓位置に通し番号を記載し、提出書類番号 6、9、10 の番号にそれぞれ対応するようにしてください。
6	☐	☐	省エネ改修工事に係る見積書の写し ・以下すべての記載がある見積書を提出。 ①工事全体の金額（税別金額の記載があるもの） ②見積書作成日、工事場所、施工会社 ③施行部位ごとの金額の内訳（内訳書と整合性がとれていること） ④使用する建材の寸法、製品型番（「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録のある型番） ⑤施工方法等が確認できるもの ・必要事項が見積書に記載されていない場合は、別に工事の内容を説明する書類を提出してください。 ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるように明示してください。 ・窓の断熱改修については、提出書類番号 5 の図面に記載の窓の通し番号に対応するように番号を記載してください。
7	☐	－	BELS 評価書等 ※全体改修のみ ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は、評価申請書及び添付書類一式を提出してください。
8	☐	－	（全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合）第 3 条第 1 項第 1 号ウ（ア）、（イ）のいずれかに該当することが確認できる書類 ※全体改修のみ ・壁量計算書、構造計算書等
9	－	☐	省エネ改修工事が要綱別表 1 - 1 の仕様を満たしていることが確認できる書類 ※部分改修のみ ・「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている場合は登録されていることがわかるもの。（登録画面を印刷したもの等） ・上記で登録が確認できない場合は、建材メーカーが発行しているカタログ等 ・窓の断熱改修については、提出書類番号 5 の図面に記載の窓の通し番号に対応するように番号を記載してください。
10	☐	☐	現況写真 （HP 掲載の参考様式を使用）※カラー写真 ・住宅の全景（正面及び側面）と改修する部分の写真を撮ってください。 ・部分改修は改修する部分の写真も撮ってください。 ・撮影場所、撮影日、現況が ZEH 水準を満たしていないことの説明（「アルミサッシの単板ガラスの窓であり ZEH 基準を満たしていない」など）を記載し、工事写真台帳の形式で整理してください。 ・窓の断熱改修については、提出書類番号 5 の図面に記載の窓の通し番号に対応するように番号を記載してください。
11	☐	☐	別表 1-2 に定める方法により地震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を行うことが確認できる書類 ・耐震改修補助事業交付決定通知書等（一般耐震改修工事費補助交付決定通知、段階的耐震改修工事費補助交付決定通知）
12	☐	☐	振込口座の口座番号、口座名義（フリガナ）等が確認できる預金通帳の写し
13	☐	☐	（該当がある場合）他の補助金等申請書の写し